

報告第3号

平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成24年9月4日提出

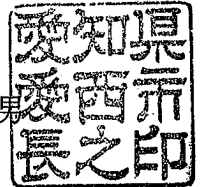
愛西市長 八木 忠 男



24愛西財第59号
平成24年8月15日

愛西市議会議長 加賀 博 殿

愛知県愛西市市長 八木 忠男



平成23年度決算に基づく健全化判断比率について

平成23年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

(%)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
愛西市 健全化判断比率	— (—)	— (—)	5.4 (5.9)	3.4 (17.9)
早期健全化 基準値	12.78 (12.78)	17.78 (17.78)	25.0 (25.0)	350.0 (350.0)
財政再生 基準値	20.00 (20.00)	30.00 (35.00)	35.0 (35.0)	

1. 実質赤字額、又は連結実質赤字額がない場合は、「—（ハイフン）」が記載されています。
2. （ ）内は、平成22年度決算に基づく数値が記載されています。
3. 将来負担比率は、財政再生段階の基準はありません。





24愛西財第60号
平成24年8月15日

愛西市議会議長 加賀 博 殿

愛知県愛西市市長 八木忠男



平成23年度決算に基づく資金不足比率に ついて

平成23年度決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により下記のとおり報告する。

記

特別会計名	資金不足比率 (%)	備 考
水道事業会計	— (—)	令17条第1号の規定により事業の規模を算定
農業集落排水事業等特別会計	— (—)	令17条第3号の規定により事業の規模を算定
公共下水道事業特別会計	— (—)	令17条第3号の規定により事業の規模を算定

1. 経営健全化基準は、20%となります。
2. 資金不足額がない場合は、「—（ハイフン）」が記載されています。
3. （ ）内は、平成22年度決算に基づく数値が記載されています。
4. 備考欄の「令」とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」を省略して表記したものです。

